

「自然首都・只見」の野生動植物の 保護・保全にご協力ください！

人と自然とが共生する地域であるユネスコMAB計画におけるユネスコエコパークに登録されている自然首都・只見町では、町内の野生動植物の保護・保全を図り、地域の持続可能な発展を目指すことを決意し、「**只見町の野生動植物を保護する条例**」を制定しました。

条例では、町内に生育・生息する野生動植物の保護・保全を図るため、町の責務、町民・事業者及び来町者の責務、さらに野生動植物の捕獲や採取等の行為に関する遵守事項を規定しています。

特に、下記の行為については条例により制限されています。

- 国及び県が公表するレッドリスト(絶滅のおそれのある野生生物の種のリスト)に記載されている野生動植物及び只見町指定貴重野生動植物の捕獲等及び悪影響を与える行為
- 野生動植物を大量に捕獲する行為(ライトトラップなど)の禁止

※違反した者は一万円以下の過料が科せられます



只見町は、日本の自然の中心地

自然首都・只見

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします

【福島県只見町】